

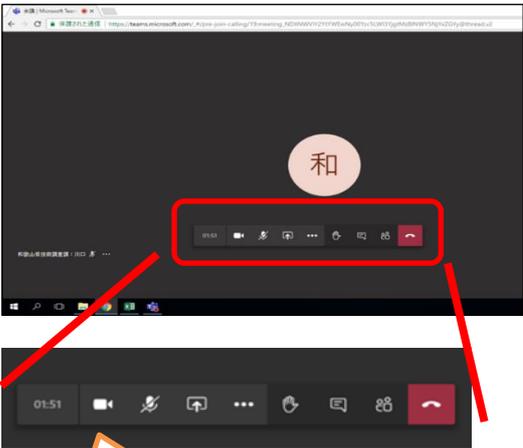
令和4年度建設業法等研修会 よくあるお問い合わせ（Q&A）

R4.11.02 版

	Q	A
1	<p>受講申込書は受付期間終了後でも提出できますか。</p>	<p>まずは、申込先の振興局建設部までご連絡ください。なお、CPDやCPDSの学習履歴申請を予定している方は、参加を希望する開催日の1週間前までに提出してください。</p>
2	<p>受講申込書の「CPD 又は CPDS 登録番号」とは、何を指していますか。</p> <p>補足※「CPD、CPDS とは何ですか」というQ&Aが15番にあります</p>	<p>該当がない場合は記入の必要ありません。</p> <p>【CPDS の場合】 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が発行するCPDS技術者証に記載されている登録番号のことです。（※「個人ID」と同義）</p> <p>【CPD の場合】 （建築士会 CPD 参加者または建築施工管理技士の場合）11桁のCPD番号のことです。一級建築士の場合は6桁の番号のみ。二級建築士の場合は 二+登録県名+番号です。 （例：二和歌山 987654） 木造建築士の場合は、木+登録県名+番号です。（例：木和歌山 987654） （一社）建設業振興基金の登録者の場合は、「ききんのCPD」で発行されているID（カード番号と同じ）です。 （公社）日本建築積算協会 CPD 参加者の場合は、上記例示の他に、下記の番号をご記入下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 建築コスト管理士 80M+0000+登録番号（5桁） • 建築積算士 80E+0000+登録番号（5桁） • 建築積算協会員 80F+0000+登録番号（5桁）
3	<p>CPD（CPDS）の認定されるユニット数はいくつですか。</p>	<p>1 unit（1単位）です。</p>
4	<p>CPD（CPDS）の学習履歴申請はどのようにすればよいですか。</p>	<p>今年度の建設業法等研修会では、CPD及びCPDSの学習履歴申請は一括して和歌山県が代理で申請します。研修終了後に受講者のみなさまが行う手続きはありません。</p>

5	CPD（CPDS）の学習履歴申請を予定していますが、受講確認はどのように行うのですか。	開会時、閉会時、および研修中随時のタイミングで、受講確認を行います。具体的な方法としては、開会時及び閉会時においては、Microsoft Teams 会議画面の出席者リストに、受講者IDが表示されているか確認します。（受講者IDとは、受講決定通知メールに記載されている、「CPD（またはCPDS）番号・受講者名」で構成されたIDです。）
6	オンラインでの受講に不安があります。	手引きをご用意していますので、一度ご参照ください。（令和4年度建設業法等研修会のホームページ上で公開しています）。 また、個別にご相談も承りますので、申込先の振興局建設部あてご連絡ください。※開催日まで余裕がある場合は、メールでの問い合わせをお願いします。
7	来年以降もオンラインで開催するのですか。	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて検討いたします。
8	Microsoft Teams アプリは必ずダウンロードしないといけないのですか。また、お金はかかりますか。	パソコンで受講していただく場合は、ダウンロードの必要はありません。 （GoogleChrome か MicrosoftEdge か Safari いずれかのブラウザで研修 URL を開いていただければ、研修に参加できます。） タブレット等のタッチパネル端末をご利用の方は、必ずアプリをダウンロードしてください。なお、アプリは無料です。
9	Microsoft Edge で Microsoft Teams にサインインしようとする、と、サイトが継続的にループし、サインインできなくなります。	以下の手順をお試しく下さい。 1. Edge の [設定] ウィンドウで、[サイトのアクセス許可] および [Cookie およびサイト データ] を選択します。 2. [サイトに Cookie データの保存と読み取りを許可する (推奨)] をオンにし、[サードパーティの Cookie をブロックする] がオフになっていることを確認します。または、サードパーティの Cookie をブロックしたままにする必要がある場合は、手順 3 を実行します。 3. 同じウィンドウで、[許可] の下にある

		<p>[追加] を選択し、次のサイトを追加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • [*.]microsoft.com • [*.]microsoftonline.com • [*.]teams.skype.com • [*.]teams.microsoft.com • [*.]sfbassets.com • [*.]skypeforbusiness.com <p>4. もう一度サインインをお試してください。</p>
10	パソコンはカメラ付きでないためですか。	カメラもマイクも必要ありません。
11	受講者の姿は映るのでしょうか。	受講者の姿は映りません。(カメラやマイクはオフにしてください。オンにすると映ってしまいます。)
12	研修資料はありますか。	令和4年度建設業法等研修会のホームページ内に掲載する予定です(11月上旬ごろ)。各自ダウンロードの上、ご利用ください。
13	CPDとCPDS両方の学習履歴を申請することは可能ですか。	和歌山県としては可能です。ただし、各認定団体(一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、建築士会)がどのように取り扱うかは、各団体によりますので、1つの研修を2以上の別団体に学習履歴申請した場合どのような取り扱いになるか、各認定団体にお問い合わせください。
14	受講証明書がほしいです。	CPDとCPDSを和歌山県が代理で一括して申請するため、原則、証明書の発行は行いません。ただし、必要な事情がある場合は、その旨を申込先の振興局建設部あてご連絡ください。また、研修中は随時受講確認を行いますので、継続して受講している状態が確認できなかった場合、受講証明書の発行はできませんのでご注意ください。
15	CPD、CPDSとは何ですか。	CPDとは建築士会が建築士等の能力開発にふさわしい研修として認定した講習会等の研修プログラムにCPD参加者が出席し、その情報をCPD単位として建築士会が専用サーバーに登録することでCPD参加者の履修履歴を蓄積します。この履歴に基づき、参加者の求めに応じて建築士会が証明書を発行する仕組みです。

		<p>(建築士会ホームページより)</p> <p>CPDSとは、個人IDの加入者が講習会などで学習をした場合に、その学習の記録を登録し、必要な場合に学習履歴の証明書を発行するシステムです。</p> <p>一般に継続学習はCPD (Conteinuing Professional Development) と呼ばれますが、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会(JCM)は平成12年に他の建設系学・協会に先がけいち早くCPDを導入し、特に固有の名称としてCPDにSystemのSを付けてCPDSと呼んでいます。(JCMホームページより)</p>
16	<p>申込をしたパソコンと異なるパソコンで視聴してもよいですか。</p>	<p>問題ありません。</p> <p>ただし、受講の際に入力する「受講者ID」はお間違えの無いようにお願いします。</p> <p>※受講確認については、受講決定通知に記載の「受講者ID」で行うため。</p>
17	<p>会議入場の際に、受講者IDの後ろに(ゲスト)という文字が付いていますが、問題ないですか。</p>	<p>問題ありません。受講者IDさえ表示されていれば大丈夫です。</p>
18	<p>研修会に出席(Teams会議に参加)したところ、自分の顔が映っています。消すにはどうすれば良いですか。</p>	<p>パソコンの場合</p>  <p>このカメラマークをクリックして、OFFにしてください。隣のマイクマークのように、斜線が入れば成功です。</p> 

		<p>パソコン以外の場合も同様のマークが画面上にありますので、タッチしてOFFにしてください。(見当たらない場合は画面上を1度タッチしてみてください。)</p>
--	--	--